

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

本年4月、温室効果ガスの排出削減や森林災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設された。

市町村における譲与税の使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされており、令和元年度は全国の市町村に約160億円が譲与されることとなっており、各市町村に対する譲与基準は、私有林人工林面積（10分の5）、林業就業者数（10分の2）、人口（10分の3）に基づき算定されることとなっている。

全国の市町村への平均譲与額が年間920万円であるのに対し、政令指定都市は7倍超の平均6,880万円に上ると見込まれ、全国有数の林業県である本県を含め、地方部では譲与税の本来の目的を達成できるだけの事業量確保は難しい状況になるものと思われる。

森林を抱える山間部の市町村においては、新たな森林管理システムを活用し、これまでさまざまな課題等により手入れができていなかった森林における間伐・路網等の森林整備や人材育成、担い手の確保等の取り組みが進められる。一方、森林が少ない都市部の市町村では、山間部の市町村における森林整備が進むよう、森林・林業への理解促進につながる木材利用や普及啓発等の取り組みが適切に行われる必要がある。

よって、国会及び政府においては、今後政令指定都市を含む全国の市町村における譲与税の活用実績を十分に踏まえ、森林整備等を真に必要とする市町村に対し、ニーズに見合った譲与がなされる制度となるよう、国の責任において譲与基準を再検討し、必要な見直しを講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

大 分 市 議 会